

# 第6章 屋外広告物に関する基本的な事項

## 1. 現行の屋外広告物の制限について

現在の本市における屋外広告物の表示・設置等に際しては、「岐阜県屋外広告物条例」に基づく禁止地域や許可地域が指定されており、許可基準の運用が行われています。

景観計画において本事項を定めることで、「関市屋外広告物条例（仮称）」の策定が可能となり、本市の実情に見合った地域の指定や基準の策定、及び運用が可能となります。

### [現行の制限内容（岐阜県屋外広告物条例）]

禁止地域等	許可地域
<p>[禁止広告物]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・著しく損傷した広告物</li> <li>・道路交通安全を阻害する広告物 等</li> </ul> <p>[禁止物件]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・街路樹や電話ボックス</li> <li>・電柱、街灯柱のはり紙、はり札、広告旗、立看板等</li> <li>・道路路面の広告物 等</li> </ul> <p>[禁止地域]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○都市計画法により定められた次の区域 <ul style="list-style-type: none"> <li>・第1種・第2種低層住居専用地域：津保川台等</li> <li>・風致地区：安桜山、梅竜寺山</li> <li>・特別緑地保全地区</li> </ul> </li> <li>○文化財保護法により指定された区域 <ul style="list-style-type: none"> <li>・重要文化財：新長谷寺本堂等、日竜峰寺多宝塔の周囲から50m以内</li> <li>・史跡：弥勒寺跡附丸山古窯跡</li> <li>・伝統的建造物群保存地区</li> </ul> </li> <li>○森林法により指定された風致保安林のある地域</li> <li>○岐阜県自然環境保全条例により指定された区域：関ホタルの川、内唧洞（板取）</li> <li>○高速自動車国道、自動車専用道路及び新幹線鉄道の全区間</li> <li>○道路、鉄道、軌道及び索道で知事が指定する区間：県道関記念公園線、市道 6-318、市道幹 1-3、幹 1-34 号線の両側 30m未満の区域</li> <li>○道路及び鉄道等から展望することができる地域で、知事が指定する区域</li> <li>○都市公園法に規定する都市公園の区域</li> <li>○官公署、学校、図書館、公会堂、公民館、体育館、官公立の病院、博物館及び美術館</li> <li>○交差点、踏切、道路のまがりかど、上り坂の頂上等及びこれらの付近で、交通安全上必要があるとして知事が指定する地域</li> <li>・上記の他、良好な景観又は風致を維持するために必要があるものとして知事が指定する地域又は場所</li> </ul> <p>※上記の禁止地域は県内に現在指定区域のない項目を除く</p>	<p>[許可地域]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・景観法に規定する景観計画区域</li> <li>・道路、鉄道等で知事が指定する区間</li> <li>・道路、鉄道等から展望することができる地域で、知事が指定する区域</li> <li>・都市計画法の規定により指定された都市計画区域</li> </ul> <p>[許可基準]</p> <p>①共通基準</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市美観又は自然景観に調和し、周囲の環境を損なわないもの 等</li> </ul> <p>②個別基準（表示面積や高さ等の一定基準）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自家広告物、案内用広告物、道標、その他の広告物のそれぞれについて基準</li> </ul> <p>例) 自家広告物（許可地域）</p> <p>（野立広告物）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・表示面積 50 m<sup>2</sup>以下、高さ 15m以下等</li> </ul> <p>（屋上広告物）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1つの建築物につき1個（堅固な建築物に掲示する場合は個数制限なし）</li> <li>・表示面積 20 m<sup>2</sup>以下（堅固な建築物に掲示する場合は面積制限なし）</li> <li>・高さの 2/3 以下</li> </ul> <p>（壁面広告物）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1個 30 m<sup>2</sup>以下（堅固な建築物に掲示する場合は面積制限なし）</li> <li>・同一壁面の 1/2 以下</li> </ul> <p>（突出広告物）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1壁面につき1個（堅固な建築物に掲示する場合は個数制限なし）</li> <li>・1個 20 m<sup>2</sup>以下（堅固な建築物に掲示する場合は面積制限なし）</li> <li>・歩道上地上から 2.5m以上、車道上 4.7m以上</li> <li>・道路上への出幅 1m以下</li> </ul> <p>※10 m<sup>2</sup>以下のものは許可申請不要</p>

## 2. 屋外広告物の制限に関する基本的な事項

先のとおり、岐阜県屋外広告物条例により、屋外広告物の掲出に関して規制されていますが、景観計画に定める景観形成に関する方針、重点地区や行為の制限等を踏まえ、県条例から移譲により「関市屋外広告物条例（仮称）」をつくることが可能です。良好な景観形成のため強化すべき地域について、禁止物件や禁止地域及び許可地域等の対象物件・地域や、許可基準等の基準内容をきめ細かく設定することが可能となります。

### [屋外広告物の制限に関する基本的な考え方]

本市においては、単なる屋外広告物の規制方策としてではなく、その地域にふさわしい屋外広告物の設置を促すことが必要です。

また、現在、岐阜県屋外広告物条例の許可地域は、指定された道路沿いの一定の区域や都市計画区域内のみの指定となっており、都市計画区域外である洞戸地域、板取地域、武儀地域、上之保地域は一部が指定されている状況です。

市全域を対象とした景観計画区域や重点地区及び行為の制限等の内容を踏まえ、これまでの県条例の規制内容を引き継ぎ、以下の方針にもとづく屋外広告物の制限の内容を検討します。

### [屋外広告物の制限に関する方針]

#### ○許可地域及び禁止地域に関する方針

- 景観計画区域における景観形成の推進を図るため、屋外広告物の許可地域を景観計画区域である市全域に拡大することを検討します
- 屋外広告物の禁止地域として、景観重要建造物及び景観重要樹木の敷地内の追加を検討します

#### ○許可基準に関する方針

- 特に良好な景観形成を図る必要がある重点地区については、形態・意匠、面積、色彩、高さ等の表示及び設置の制限を検討します
- 景観への影響が大きい屋外広告物の表示及び設置される可能性の高い広域幹線沿道、本市の玄関口となる高速道路のインターチェンジ等では、面積、色彩、高さ等の制限を検討します



[屋外広告物の制限イメージ]

候補地	行為の制限（案）
重点地区	<p>重点地区における広告物に対する行為の制限（前述） 例）形態・意匠、色彩、大きさの統一</p> 
インターチェンジ 周辺 (関、関広見)	<p>本市の玄関口にふさわしい屋外広告物の景観誘導</p>  <p>関広見インターチェンジ</p> <p>集約化した場合のイメージ 写真：恵那インターチェンジ前</p>

[（仮称）関市屋外広告物条例の制定]

